

# 中小企業・小規模事業者のみなさまの 人材育成、設備投資などによる生産性の向上を後押しします!!

# 経営力向上関連保証

中小企業等経営強化法が施行されたことに伴い、人材育成、コスト管理等のマネジメント向上や設備投資などによる生産性の向上を図るため“経営力向上計画”を策定し、国から認定を受けた中小企業・小規模事業者のみなさまを対象とした「経営力向上関連保証」が創設されました。

本保証では、低率かつ固定の保証料率を適用するとともに、一般保証枠とは別枠での保証利用が可能となります。

当協会は、中小企業・小規模事業者のみなさまの生産性向上を積極的に後押しします。

## 「経営力向上関連保証」概要

ご利用いただける方	主務大臣から認定を受けた経営力向上計画(認定経営力向上計画)に従い事業を実施する中小企業・小規模事業者		
保証限度額	無担保保証 8,000万円(特別小口保証1,250万円含む) 普通保証 2億円 新事業開拓保証 3億円 海外投資関係保証 3億円		
対象資金	認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な運転資金・設備資金		
貸付形式	証書貸付	保証期間	運転資金の場合 5年以内 設備資金の場合 7年以内 ※据置期間12か月以内
返済方法	原則均等分割返済	保証人	個人の場合 不要 法人の場合 原則代表者のみ
担保	8,000万円以内の場合 必要に応じて 8,000万円超の場合 原則必要	貸付利率	金融機関所定利率

## 保証料率

### 【責任共有制度対象の場合】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
本制度保証料率	<b>一律 0.60%</b>								

### 【責任共有制度対象外の場合】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
本制度保証料率	<b>一律 0.80%</b>								

### 【新事業開拓保証・海外投資関係保証の場合】 責任共有対象の場合 1.00% 責任共有対象外の場合 1.15%

その他	金融機関は、保証申込みに際し金融機関が提出する信用保証依頼書の“保証制度(略称)欄”に、利用する保証制度名とともに「(経営力向上関連保証)」とご記入ください。
-----	---



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

<http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



# 中小企業等経営強化法「経営力向上計画」の概要

## 1. 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制面や金融面の支援などを受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

国  
(事業分野別の主務大臣)



経営力向上計画  
中小企業・小規模事業者

### 【支援措置】

- ▶生産性を高めるための機械装置を取得した場合、固定資産税が1/2に軽減(3年間)
- ▶計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証、融資など)

経営革新等支援機関  
(士業等の専門家、地域金融機関、商工会・商工会議所など)

サポート

## 2. 制度利用のポイント

### 【ポイント1】 申請書類は実質2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標および経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容などについての計画を策定することにより、認定を受けることができます。

### 【ポイント3】 計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関(士業等の専門家、地域金融機関、商工会・商工会議所など)による計画策定のサポートを受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定が可能です。

### 【ポイント2】 認定計画に基づき取得した機械および装置の固定資産税が1/2

計画の認定を受けた場合、資本金1億円以下の会社、個人事業主などは、①160万円以上の新品の機械または装置で、②生産性が年平均1%以上向上するなどの要件を満たせば、3年間にわたり固定資産税が1/2に軽減されます。

### 【ポイント4】 その他の金融支援

計画の認定を受けた場合、民間金融機関の融資に対する信用保証の拡大、政策金融機関の低利融資など、資金調達に関する支援を受けることができます。

「経営力向上計画」の申請方法など詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

経営強化法

検索



明日をひらく中小企業とともに  
栃木県信用保証協会

本所

**TEL.028-635-2121**

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号  
栃木県産業会館

足利支所

**TEL.0284-70-6339**

〒326-0821 足利市南町4254番地1  
足利市ステーションビル